

福岡県公報

令和二年四月十日
第九十三号
増刊
①

目次

訓令(第九号)

○福岡県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令(総務事務厚生課)……………一

企業局

○福岡県公営企業に従事する企業職員等の旅費規程の一部を改正する規程……………一

○福岡県公営企業に従事する企業職員等の旅費規程の一部を改正する規程……………一

選挙管理委員会

○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定に関する告示の一部……………一

改正……………一

再掲

○福岡県災害対策本部規程の一部を改正する規程(再掲) 防災企画課……………三

訓令

福岡県訓令第九号

本庁

出先機関

労働委員会事務局

福岡県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

福岡県職員安全衛生管理規程(平成元年四月福岡県訓令第七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表中

保健環境研究所、工業技術センター(支所を除く。)、農林業総合試験場(資源活用研究センター及び分場を除く。)、及び水産海洋技術センター(支所を除く。)

保健環境研究所、工業技術センター(支所を除く。)、及び農林業総合試験場(資源活用研究センター及び分場を除く。)

に改める。

を

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

企業局

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公営企業に従事する企業職員等の旅費規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

福岡県企業管理者 家守 良明

福岡県企業局管理規程第七号

福岡県公営企業に従事する企業職員等の旅費規程の一部を改正する規程

福岡県公営企業に従事する企業職員等の旅費規程(昭和三十七年福岡県企業局管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「企業職員」の下に「(地方自治法第二十二条の二第一項第一号に規定する職員を除く。)」を加える。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第四十四号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定（昭和五十三年一月福岡県選挙管理委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和二年四月十日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

指定した施設の表久留米市の項中

宮ノ陣校区コミュニティセンター	〃	宮ノ陣町大杜四三四―二
宮ノ陣校区コミュニティセンター	〃	宮ノ陣町大杜四七五―一
同表八女市の項中		
八女市大淵体験交流施設体育館	〃	大淵三九九八番地
八女市大淵体験交流施設	〃	大淵三九九八番地
同表宗像市の項中		
宗像自治会館	〃	宗像市東郷五丁目五―三
コミュニティ・センター日の里会館	〃	日の里二丁目一六
コミュニティ・センター日の里会館	〃	日の里二丁目一六
同表朝倉市の項中		
朝倉市高木コミュニティセンター	〃	黒川三九六八番地二

を

に、

を

に、

を

に、

を

同表久山町の項中

朝倉市高木コミュニティセンター	〃	黒川三九七二番地一
久山町公民館中久原分館	〃	久山町大字久原二四一八番地の二
久山町公民館下久原分館	〃	大字久原三三七〇番地の二
久山町公民館東久原分館	〃	大字久原一八四三番地の七一
久山町公民館草場分館	〃	大字山田三九三番地の一五六
久山町久原中央公民館	〃	大字久原二六〇六番地
久山町立新建会館	〃	久山町大字久原二四一八番地二
久山町立下久原公民館	〃	大字久原三三七〇番地二
久山町立東久原集会所	〃	大字久原一八四三番地七一
久山町立草場集会所	〃	大字山田三九三番地一五六
久山町立上久原集会所	〃	大字久原八八七番地
久山町立上久原集会所	〃	大字久原八八七番地

を

に、

を

に、

久山町文化交流センター

大字久原二六〇三番地一

同表筑前町の項中

筑前町コスモスプラザふれあいホール

篠隈三七三番地

筑前町コスモスプラザふれあいホール

篠隈三七三番地

筑前町コスモスプラザ会議室一

〃

筑前町コスモスプラザ会議室二

〃

筑前町コスモスプラザ会議室三

〃

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県災害対策本部規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

福岡県災害対策本部長

福岡県知事 小川 洋

福岡県災害対策本部規程の一部を改正する規程

福岡県災害対策本部規程（平成四年十月福岡県災害対策本部規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

人づくり・県民生活部

人づくり・県民生活部長

人づくり・県民生活部次長
私学振興・青少年育成局長

人づくり・県民生活部

人づくり・県民生活部長

人づくり・県民生活部次長
私学振興・青少年育成局長
スポーツ局長

別表第二中

社会活動推進班

社会活動推進課長

文化振興班

文化振興課長

スポーツ振興班

スポーツ振興課長

男女共同参画推進班

男女共同参画推進課長

生活安全班

生活安全課長

私学振興・青少年育成局

政策班

政策課長

私学振興・青少年育成局

私学振興班

私学振興課長

青少年育成局

青少年育成班

青少年育成課長

を

に改める。

社会活動推進班

社会活動推進課長

文化振興班

文化振興課長

男女共同参画推進班

男女共同参画推進課長

生活安全班

生活安全課長

私学振興・青少年育成局

政策班

政策課長

私学振興・青少年育成局

私学振興班

私学振興課長

青少年育成局

青少年育成班

青少年育成課長

別表第三中

企画・地域振興部

交通政策班

一 災害時における交通機関の調整に関すること。
二 災害時における公共交通機関の運行状況の把握及び情報提供に関すること。

を

人づくり・県民生活部 文化振興班 社会活動推進班 男女共同参画推進班			人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局 生活安全班 男女共同参画推進班 スポーツ振興班 文化振興班 社会活動推進班							企画・地域振興部 交通政策班
一 本部長が命じた災害対策事務に関する こと。 二 部内各班の応援に関する こと。	一 本部長が命じた災害対策事務に関する こと。 二 部内各班の応援に関する こと。	一 部内の連絡調整に関する こと。	一 私立学校の災害対策指導及び災害復 旧に関する こと。 二 本部長が命じた災害対策事務に 関する こと。	一 公立大学法人の災害対策指導及び災 害復旧に関する こと。	一 生活必需物資の需要動向調査及び価 格の安定に関する こと。	一 本部長が命じた災害対策事務に 関する こと。 二 部内各班の応援に関する こと。	一 本部長が命じた災害対策事務に 関する こと。 二 部内各班の応援に関する こと。	一 本部長が命じた災害対策事務に 関する こと。 二 部内各班の応援に関する こと。	一 災害時における公共交通機関の調整に 関すること。 二 災害時における公共交通機関の運行状 況の把握及び情報提供に関する こと。	

を に、

人づくり・県民生活部 社会活動推進班 文化振興班 スポーツ振興班 男女共同参画推進班 生活安全班 私学振興・青少年育成局 政策班 私学振興班						
一	一	一	一	一	一	一
全員	全員	全員	全員	全員	全員	全員

別表第五中

スポーツ局 スポーツ 企画 推進班		私学振興・青少年育成局 青少年 育成 班 私学 振興 班 政策 班			生活安全班
一 本部長が命じた災害対策事務に 関する こと。 二 部内各班の応援に関する こと。	一 本部長が命じた災害対策事務に 関する こと。 二 部内各班の応援に関する こと。	一 本部長が命じた災害対策事務に 関する こと。 二 部内各班の応援に関する こと。	一 私立学校の災害対策指導及び災害復 旧に関する こと。	一 公立大学法人の災害対策指導及び災 害復旧に関する こと。	一 生活必需物資の需要動向調査及び価 格の安定に関する こと。

に改める。

附則
この規程は、令和二年四月一日から施行する。

人づくり・県民生活部										
小計	スポーツ局		局 学振興・青少年育成			生活安全班	男女共同参画推進班	文化振興班	社会活動推進班	小計
	興班	画班	班 青少年育成	私学振興班	政策班					
一									一	一
一									一	
五			一	一	一	一			一	一
	全員	全員	全員	全員	全員	全員	全員	全員	全員	全員

に改める。

を